

別紙関係団体担当理事等 殿

海事局長（公印省略）

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令第 2 条及び第 3 条に基づく特殊な設備又は貨物艙の技術上の基準及び特殊な船舶の海洋汚染防止設備等について（依命通達）の一部改正について

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令第 2 条及び第 3 条の規定の運用については、昭和 58 年 9 月 30 日付け舶査第 616 号「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令第 2 条及び第 3 条に基づく特殊な設備又は貨物艙の技術上の基準及び特殊な船舶の海洋汚染防止設備等について（依命通達）」（最終改正令和 7 年 9 月 3 日付け国海環第 102 号）により国土交通大臣が指示しているところです。

今般、国際海事機関（IMO）の第 12 回汚染防止・対応小委員会（令和 7 年 1 月）において、GHG 排出削減に資するバイオ燃料の利用拡大のため、一定条件のもと、従来のバンカリング船による 30%以下のバイオ燃料混合油を輸送可能とする「従来のバンカリング船によるバイオ燃料混合油輸送に関する暫定ガイダンス」（以下「暫定ガイダンス」といいます。）が合意され、第 83 回海洋環境保護委員会（令和 7 年 4 月）において承認されました。暫定ガイダンスでは、バイオ燃料の混合割合が体積比で 25 パーセントを超え、30 パーセント以下の燃料油（以下、「B30 混合油」といいます。）の運送可能な船舶について「有害液体物質ばら積み船（ケミカルタンカー）」のみならず「油タンカー」にも拡張するものとなっています。そのため、国内での対応については、B30 混合油は有害液体物質であることに変わりはないものの、油タンカーの設備・構造を有する船舶について、B30 混合油を他船に給油する目的で輸送する場合に限り、有害液体物質ばら積み船の技術基準を満たす船舶と同等のものとして取り扱うこととし、標記通達の一部を改正したので、ご了解頂きますようお願いいたします。

また、関係各位への周知方お取り計らい頂きますようお願いいたします。

記

「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令第 2 条及び第 3 条に基づく特殊な設備又は貨物艙の技術上の基準及び特殊な船舶の海洋汚染防止設備等について（依命通達）」の一部を次のように改正する。

記Ⅱ 7 の次に次のように加える。

8 他船に燃料を補給することのみを目的としてバイオ燃料の混合割合が体積比で 25 パーセントを超え、30 パーセント以下の燃料油（以下「B30 混合油」※という。）を輸送する船舶について、以下に掲げる条件をすべて満たすものは、有害液体物質ばら積み船の技術基準を満たす船舶と同等のものとして取り扱うとともに、有害液体汚染防止緊急措置手引書の備え置き、又は掲示を要しないこととする。

(i) 油タンカー（貨物倉の大部分がばら積みの液体貨物の輸送のための構造を有する船舶（専らばら積みの油（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）第 3 条第 2 号に規定する油をいう。）以外の貨物の輸送の用に供されるものを除く。）の技術基準を満たす船舶であること。

(ii) 航行区域が平水区域又は沿海区域であって国際航海に従事しない船舶であること。

(iii) B30 混合油を含む水バラスト等は陸揚げすることとし、海洋に排出しないことを定めた規定を制定し、船内に備えおくこと。

※B30 混合油とは以下のいずれかの物質をいう。

一 次に掲げるいずれかの物質と重油又は軽油との混合物（重油又は軽油の濃度が体積百分率 70 パーセント以下のものに限る。）

イ 脂肪酸メチルエステル

ロ 植物油

二 次に掲げるいずれかの物質と揮発油との混合物（揮発油の濃度が体積百分率 70 パーセント以下のものに限る。）

イ エチルアルコール

(適用日)

令和7年10月14日から適用する。